

千葉県広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県の保有する資産（以下「県資産」という。）を、当該県資産の本来の目的を妨げない限度において広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲出することに関する、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 県資産への民間企業等の広告の掲出（以下「広告事業」という。）は、新たな財源の確保と広告機会の提供によって、県民サービスの向上と地域経済活動の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「県資産」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 県が保有する施設及び物品
- (2) 県が作成する印刷物
- (3) 県が提供するホームページ
- (4) その他県が保有する広告媒体として活用できる資産

(広告事業の範囲)

第4条 広告事業は、県の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、下記の範囲で実施する。

- (1) 法令に違反しないこと。
- (2) 公序良俗に反しないこと。
- (3) 人権侵害等他の者の権利を侵害しないこと。
- (4) 政治性又は宗教性がないこと。
- (5) 虚偽でないこと。
- (6) 前各号に規定するもののほか、県資産に掲出する広告として不適当であると認められるものでないこと。

2 前項に規定する広告事業の範囲にかかる業種又は業者及び掲出できる広告内容に関する基準は、別に定める。

3 広告内容が掲載基準に沿うものであるか否かは、広告事業を実施する所属で判断する。

(広告事業ごとに定める事項)

第5条 広告媒体の種類、広告の規格、広告料金、募集方法、選定方法等広告事業の実施について必要な事項は、広告媒体となる県資産の管理者が、広告媒体ごとに別に定める。

2 広告の募集は、広告媒体となる県資産の管理者が前項に掲げる事項を記載した実施要領を定め行う。

(審査機関)

第6条 広告掲出内容の可否を審査するため、千葉県広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員長は総務部次長の職にある者、副委員長は資産経営課長の職にある者を充て、委員は、報道広報課長、男女共同参画課長、総務課長、市町村課長、学事課長、健康福祉政策課長、くらし安全推進課長にある者を充てる。
- 3 委員長は前項に定める委員のほか、広告内容に関連する課の課長を臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、広告事業を実施する所属において広告の内容に疑義が生じた場合、及び委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告事業を実施しようとする県資産を所管する課の課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求める、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は総務部資産経営課において処理する。

(雑則)

第9条 広告事業はこの要綱に定めるもののほか、千葉県屋外広告物条例、使用料及び手数料条例、千葉県公有財産管理規則、その他の関係法令の定めるところにより実施する。

- 2 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年9月16日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

千葉県広告掲出基準

(趣旨)

- 1 この基準は、千葉県広告事業実施要綱第4条第2項に規定する広告事業の範囲にかかる基準について定める。

(業種又は業者)

- 2 次のいずれかに該当する業種又は業者の広告は掲出しない。
なお、広告の掲出中に、これらに該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するものの又はこれに類するもの
 - (2) 貸金業、割賦購入あっせん業、投資業又は商品先物取引業に関するもの
 - (3) たばこに関するもの
 - (4) ギャンブルに関するもの（宝くじに関するものを除く。）
 - (5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
 - (6) 一般競争入札の入札参加資格の停止及び指名停止措置を受けているもの、並びに、違法又は不適当な行為による不利益処分を受けている期間にあるもの
 - (7) 社会問題を起こしている業種や事業者
 - (8) 県税の未納のある者

(掲出できる広告内容に関する基準)

- 3 次のいずれかに該当する広告は掲出しない。
なお、広告の掲出中に、これらに該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 法令等により製造、販売等することができない商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲出することが不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの
 - (2) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
 - (3) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - ア 著しく性的感情を刺激するもの
 - イ 著しく粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発する性質を有するもの
 - (4) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (5) 差別等人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - (6) 他の者の名誉毀損、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - (7) 男女共同参画の視点に照らして不適切なもの
 - ア 男女双方を念頭に置いていないもの、男女の偏りがあるもの
 - イ 男女の固定的な見方にとらわれているもの
 - ウ 男女を公平に扱っていないもの
 - (8) 宗教団体の教義をひろめることを目的とするもの、又はそのおそれのあるもの

るもの

- (9) 宗教団体の儀式行事にかかるもの
- (10) 宗教団体の信者の教化育成にかかるもの
- (11) 公職の候補者（当該公職にある者及び当該公職の候補者になろうとする者を含む。）の選挙運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (12) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- (13) 特定の公職の候補者（当該公職にある者及び当該公職の候補者になろうとする者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- (14) 社会問題についての主義主張、意見広告に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (15) 広告の内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (16) 非科学的または迷信に類するもので、県民を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (17) 消費者の利益及び公正な競争を妨げるおそれのあるもの
 - ア 誇大または虚偽のおそれのあるもの
 - (ア) 取引における条件などを明記しないで、実際よりも著しく優良または有利であるかのようないに表現しているもの
 - (イ) 競争関係にある他の事業者のものよりも著しく優良であるかのようないに表現であるもの。（比較及び優位性を表現する場合、確実な裏づけを示すこと）
 - (ウ) その他消費者に誤認されるおそれのあるもの
 - イ 投機、射幸心をあおるもの
 - ウ 社会的に認められていない資格、認可などを使用し、権威づけているもの
 - エ その他消費者に誤認されるおそれのあるもの
- (18) 個人の名刺広告
- (19) その他、広告として掲出することが適当でないと認められるもの

附則

この基準は、平成19年12月10日から施行する。

ちば県民だより広告掲載事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県広告事業実施要綱（以下「県広告要綱」という。）第5条第1項の規定により、千葉県（以下「県」という。）が発行する「ちば県民だより」への広告の掲載に関し、必要な事項を定める。

(広告の範囲)

第2条 「ちば県民だより」に掲載する広告の範囲は、県広告要綱第4条第1項及び第2項に規定する基準並びに一般社団法人日本新聞協会の定める「新聞広告掲載基準」に従うほか、広告主及び広告内容の公共性等を総合的に勘案し、次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 比較広告
- (2) 社会批判を招くおそれがあるもの（例：遊興飲食店、遊技場）
- (3) 健康的、教育的配慮が必要なもの（例：酒、たばこ）
- (4) 国内世論が大きく分かれているもの
- (5) 取扱いの性質上、消費等に伴う事故が想定されるもの（例：健康食品、火薬）
- (6) その他「ちば県民だより」に掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告の掲載に関する優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、政府機関及び地方公共団体並びにこれに類するもの
- (2) 営利を目的としない法人
- (3) 私企業のうち公共性の高い、電力、ガス、公共交通、放送、学校、通信等を営む企業
- (4) 県が出資している団体、企業等に出資している私企業又は県が主催、共催している事業に出資、協賛している私企業若しくは県が後援している事業を主催、共催している私企業
- (5) (1)～(4)に該当しないもの

(広告の規格等)

第4条 広告紙面のサイズは、概ね「ちば県民だより」1ページの4分の1相当とし、

これを 1 単位（1 枠）とする。

2 広告には、右又は左上部に、16 ポイント程度の活字で明瞭に「広告」の表示を入れなければならない。

3 広告には、問合せ先を掲載しなければならない。

（広告掲載紙面の売り渡し）

第5条 広告掲載する紙面は、県と「ちば県民だより」広告掲載に関する契約を締結した者（以下「広告取扱事業者」という。）に適正な価格で売り渡すものとする。

（広告の募集方法）

第6条 広告主の募集は、広告取扱事業者が行う。

2 広告主の募集の方法及び広告料金は、広告取扱事業者の定めるところによる。

3 広告取扱事業者は、広告主及び掲載内容の可否について、掲載月の前々月の 15 日までに県と協議するものとする。

（広告の選定方法）

第7条 県は、前条第3項により協議のあった広告の審査を行うため「ちば県民だより広告審査会」を設ける。

2 前項に定める審査会の運営については、別に定める。

（広告原稿の作成）

第8条 掲載する広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告取扱事業者は、広告原稿の作成に当たり、あらかじめ県と協議の上、完全版下原稿を県が指定した期日までに提出しなければならない。

（広告内容等の修正）

第9条 県は、広告内容等がこの要領等に違反、あるいは誤謬があると判断したときは、広告取扱事業者を通じて広告主に対し、修正を求めることができる。

（広告取扱事業者の責務）

第10条 広告取扱事業者は、広告の内容等がこの要領等に違反することのないよう注意する義務を負う。

（広告主の責務）

第11条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、県から広告内容等の修正を求められたときは、自らの負担で速やかに修正しなければならない。

3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを県に対して保証するものとする。

4 第三者から、広告に関連して損害を被ったという申し出がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

附則 この要綱は、平成18年4月20日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(題名の改正)

2 「ちば県民だより」広告掲載取扱要綱の題名を次のように改める。

ちば県民だより広告掲載事業実施要領

(「ちば県民だより」広告掲載審査細則の廃止)

3 「ちば県民だより」広告掲載審査細則は廃止する。

附則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

新聞廣告掲載基準

(転写)

昭和 51 年 5 月 19 日制定

平成 3 年 3 月 20 日一部改正・日本新聞協会

「新聞廣告倫理綱領」の趣旨にもとづき、「新聞廣告掲載基準」を次のとおり定める。

以下に該当する廣告は掲載しない。

1. 責任の所在が不明確なもの。
2. 内容が不明確なもの。
3. 虚偽または誤認されるおそれがあるもの。

誤認されるおそれがあるものとは、次のようなものをいう。

- (1) 編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、廣告であることが不明確なもの。
- (2) 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位または有利であるような表現のもの。
- (3) 社会的に認められていない許認可、保証、賞または資格などを使用して権威づけようとするもの。
- (4) 取り引きなどに關し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位または有利であるような表現のもの。
4. 比較または優位性を表現する場合、その条件の明示、および確実な事実の裏付けがないもの。
5. 事実でないのに新聞社が廣告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの。
6. 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの。
7. 社会秩序を乱す次のような表現のもの。
 - (1) 暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を肯定し、美化したもの。
 - (2) 醜惡、残虐、獵奇的で不快感を与えるおそれがあるもの。
 - (3) 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの。
 - (4) その他風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれがあるもの。
8. 債権取り立て、示談引き受けなどをうたつたもの。
9. 非科学的または迷信に類するもので、読者を迷わせたり、不安を与えるおそれがあるもの。
10. 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれがある表現のもの。
11. 氏名、写真、談話および商標、著作物などを無断で使用したもの。
12. 皇室、王室、元首および内外の国旗などの尊厳を傷つけるおそれがあるもの。

13. アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者または役員の氏名、写真などを利用したものの。
14. オリンピックや国際的な博覧会・大会などのマーク、標語、呼称などを無断で使用したもの。
15. 詐欺的なもの、または、いわゆる不良商法とみなされるもの。
16. 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、その目的、内容が不明確なもの。
17. 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し、支払方法および返品条件などが不明確なもの。
18. 通信教育、講習会、塾または学校類似の名称をもつたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの。
19. 謝罪、釈明などの広告で広告主の掲載依頼書（または承諾書）の添付のないもの。
20. 解雇広告で次の項目に該当するもの。
 - (1) 解雇証明書の添付がないもの。
 - (2) 解雇理由を記述したもの。
 - (3) 被解雇者の写真を使用したり、住所などを記載したもの。
21. 以上のはか、日本新聞協会の会員新聞社がそれぞれ不適当と認めたもの。

〈付記〉 以上は「新聞広告掲載基準」のモデルである。日本新聞協会の会員新聞社が、「広告掲載基準」を作成される場合は、この基準を参考とされたい。

千葉県ホームページバナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県広告事業実施要綱（平成19年12月10日管財第5237号。以下「広告要綱」という。）第5条の規定により、千葉県（以下「県」という。）が管理するホームページへのバナー広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 県ホームページ 県が管理するホームページで、<https://www.pref.chiba.lg.jp/>で始まるもの

(2) バナー広告 広告主の社名、団体名等の識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するもの

(3) リンク先ページ バナー広告のリンク先のホームページ

(バナー広告及びリンク先ページの範囲)

第3条 バナー広告は、文字又は画像による情報並びにリンク先ページが、広告要綱第4条第2項に規定する広告事業の範囲にかかる基準（次項において「掲載基準」という。）を満たすものでなければならない。

2 リンク先ページは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) リンク先ページからリンクするサイトが、掲載基準を満たしていないもの

(2) ウィルス感染及び不正アクセスを防止するための措置が不十分なもの

(3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えるおそれがあるもの

(バナー広告の規格等)

第4条 広告掲載できる規格は次の表のとおりとする。

位 置	県ホームページのトップページ内の県が指定する位置
枠 の 数	県ホームページのうち トップページ10枠以下
大 き さ	縦60ピクセル、横160ピクセル
形 式	G I F、J P E G、P N Gのいずれか
フ ァ イ ル 容 量	15キロバイト以下
画 像 表 現	静止画像

2 バナー広告は、適切な情報を補足するためのALT属性をつけるものとする。

3 リンク先ページは、県ホームページのトップページとは別ウインドウで表示する

ものとする。

(バナー広告掲載期間)

第5条 バナー広告を掲載する期間は、月を単位とする。

- 2 バナー広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、月の初日とする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、月の途中から掲載することができる。
- 3 バナー広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、月の末日とする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、月の途中で掲載を終了することができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）に規定する県の休日に当たるときは、その日以後において最も近い県の休日以外の日を広告掲載開始日又は広告掲載終了日とする。ただし、3月31日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、この限りでない。

(バナー広告の募集の方法)

第6条 広告主の募集は、県とバナー広告の掲載に関する契約を締結した者（以下「広告取扱事業者」という。）が行う。

- 2 広告主の募集の方法は、広告取扱事業者の定めるところによる。
- 3 県は、広告取扱事業者から、第1項の募集によるバナー広告の案及びリンク先ページを取りまとめたものを、広告掲載開始日から起算して20日前までに、提出させるものとする。

(バナー広告の選定方法)

第7条 バナー広告及びリンク先ページの審査を行うため、ホームページバナー広告審査会（次項において「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 県は、前条第3項の規定により提出されたバナー広告の案が広告要綱第4条の規定又はこの要領第3条の規定に反すると認めるとときは、広告取扱事業者に修正を求めるものとする。

(バナー広告の料金)

第8条 バナー広告を掲載する料金の額は、県が広告取扱事業者との間で締結した契約書に定める額とする。

(バナー広告の掲載の中止)

第9条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載期間中であってもバナー広告の掲載を中止することがある。

- (1) 広告要綱第4条の規定又はこの要領第3条の規定に反すると認められるとき。

(2) その他バナー広告の掲載を継続することが適切でないと認められるとき。

(免責)

第10条 県は、バナー広告及びリンク先ページの内容その他バナー広告に関し、一切その責任を負わない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、バナー広告の取扱に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年10月14日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年1月24日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。